

介護職員等特定処遇改善加算について

社会福祉法人 津幡町福祉会

◎介護職員等特定処遇改善加算とは

2019年度の介護報酬改定において、介護職員の確保・定着につなげていくため、10月1日から「介護職員等特定処遇改善加算」が創設され、介護職員の更なる処遇改善を行うとともに、その趣旨を損なわない程度において、他の職種の職員に対しても処遇改善を行うことができる等、柔軟な運用ができるように定めた制度である。

◎介護職員等特定処遇改善加算の算定要件

- ・ 現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを算定していること
- ・ 職場環境について、「資質の向上」・「労働環境・処遇の改善」・「その他」の区分でそれぞれ1つ以上取り組んでいること
- ・ 処遇改善の取組について、ホームページ掲載等の「見える化」を行っていること

◎処遇改善に関する加算の算定状況

サービス事業所	介護職員等 特定処遇改善 加算の区分	サービス提供体制強化加算等の区分
介護老人福祉施設（従来型）	Ⅰ	日常生活継続支援加算
介護老人福祉施設（ユニット型）	Ⅰ	日常生活継続支援加算
（介護予防）短期入所生活介護	Ⅰ	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ
通所介護	Ⅰ	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ
訪問介護	Ⅰ	特定事業所加算（Ⅱ）

◎賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容

分類	職場環境要件項目	具体的な取組内容
入職促進に向けた取組	職業体験の受入れや地域行事への参加、主催等による職業魅力度向上の取組の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・中学生や高校生に対して職場体験の受入れを行っている。 ・中学校へ職員を派遣し、介護士の仕事内容や資格等について生徒に対して説明を行っている。
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等	<ul style="list-style-type: none"> ・実務者研修受講者への休日確保や受講費用貸付制度への推薦を実施している。 ・ユニットリーダー研修や喀痰吸引研修に対して、業務内で受講してもらう等の受講支援を実施している。
両立支援・多様な働き方の推進	子育てや家族の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・育児のための短時間勤務制度の期間を令和6年4月より『3歳未満の子』から『小学校3年生終了時』まで拡大
腰痛を含む心身の健康管理	介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・年に1回、腰痛予防のための研修会を開催している。 ・介護職員の負担軽減のための特殊浴槽及び排泄ケア移動用リフトを購入し使用している。
生産性向上のための業務改善の取組	5S活動（業務管理手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・年に2回、安全衛生委員会において施設内巡回を実施し、不備があれば適宜改善し、職場環境を整備している。
やりがい・働きがいの醸成	地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍前までは、年に2回地域の方も参加できる

	ーション向上	<p>お祭り（七夕・文化祭）を開催していた。</p> <p>・町の社会福祉協議会と地域の小学校と共同して小学生と利用者が交流できる機会を実施している。</p>
--	--------	---

◎当法人の基本的考え方

- ・同じ法人に働くものとして、より多くの職員に特定処遇改善加算支給を行う仕組みにする。
- ・当法人の賃金改善項目
 - ① 「夜勤手当」を新設し、夜勤1回あたり3,000円を支給する。
 - ② 特定処遇改善支給原資から夜勤手当支給分を除いた額を「処遇改善一時金」として年度末に支給する。
 - ③ ①、②にかかる法定福利費増加分
- ・特定処遇改善加算支給対象外に該当する職員についても、法人負担にて法人の定めた支給割合に応じて支給する。
- ・非常勤職員についても常勤換算率に基づいて支給する。
- ・2019年度の支給については、10月まで遡った配分方法で配分する。
- ・年度ごとに特定処遇改善支給原資、対象者、支給額が変わってくるため、年度の特典処遇改善支給額が確定する5月に、法人が得た額が職員に支給した額を上回った場合、職員に追加支給する。